

大阪市告示第1573号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月17日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日
陳列館ホール	令和8年4月1日（水）から当分の間

（建設局公園緑化部調整課）